

〇北多摩南建設事務所等が「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市	西東京市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示を要する状況に迅速な取組を要する取組を促進する。(ホットメールの活用)	現状と課題	東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 東京都からの防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 受信した情報については、直ちに市長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 緊急を要する防災情報については市長に直接連絡を入れる。 受信した情報については、H30年度から構築したホットメールを活用するなど迅速な情報伝達を行っている。	東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 緊急を要する防災情報については市長に直接連絡を入れる。	東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 緊急を要する防災情報については市長に直接連絡を入れる。	東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 受信した情報については、直ちに市長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	東京都からの防災情報を市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築済み。 東京管区気象台と災害対応についてや気象状況の確認のためのホットラインを確立した。			東京都からの防災情報を市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築している。一部の自治体で未提供となっている。(建設局)	【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に該当する区市町村 【東京都】 建設局
	今後の具体的な取組	引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	引き続き、東京都からの情報を市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。	引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	引き続き、東京都からの情報を市長に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	引き続き、東京都からの情報を市長に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を市長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を運用していく。	年1回の定期連絡訓練実施の継続。		ホットメールの利用を促進していく。(建設局)	
	R4年度	東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	H30年度に東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築し、継続して活用する。	東京都から防災情報を市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	引き続き、東京都からの情報を速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	引き続き、東京都から防災情報を市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を運用した。	東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を市長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を運用した。	定期連絡訓練を実施。			引き続き、対象の全自治体の参加を求めていく。(建設局)	
	R5年度	東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築している。	H30年度に東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築し、継続して活用する。	東京都管理河川の浸水想定区域が市内に存在しないが、東京都から伝達される防災情報を市長に直接伝達する「ホットメール」(土砂災害)を運用するとともに、緊急の対応を要する防災情報については防災危機管理課長から併せて市長に連絡を入れる。	引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	引き続き、東京都から防災情報を市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を運用した。	東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を市長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を運用している。	定期連絡訓練を実施。			引き続き、対象の全自治体の参加を求めていく。(建設局)	
	R6年度											
B 洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知河川において、避難指示等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難指示部署等へ伝達できる仕組みを促進する。(避難指示等の発令判断の支援)	現状と課題	東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 市長が避難指示等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する可能性がある。	市長が避難指示等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する可能性がある。 市長が避難指示等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する可能性がある。	市長が避難指示等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する可能性がある。	東京都から防災情報を避難指示部署に伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 緊急を要する防災情報については、直ちに関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	市長が避難指示等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する可能性がある。				防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) 水防総合情報システムにより、水位計や雨量計の情報を区に提供している。また、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報を区市町村長等に提供している。また、河川監視カメラの映像をYouTubeを活用して動画配信している(建設局)。	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
	今後の具体的な取組	引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	引き続き、東京都からの情報を市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村長等に直接伝達する仕組みを検討していく。	引き続き、東京都からの情報を速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	引き続き、東京都からの情報を関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村長等に直接伝達する仕組みを構築している。	出水期における市としての対応を地域防災計画等に準じて実行する。			引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)	
	R4年度	東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村長等に直接伝達する仕組みを構築し、継続して運用中である。	東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村長等に直接伝達する仕組みを構築した。	引き続き、東京都からの情報を速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	引き続き、東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村長等に直接伝達する仕組みを運用した。 関係部署と協議し、防災情報を共有できる仕組みの構築を検討している。	東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村長等に直接伝達する仕組みを構築している。	洪水警報発表時(気象庁)に令和3年度に修正した西東京市地域防災計画(風水害編)等に準じて対応した。			洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市町村長等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) 防災情報を区市町村長等にFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) 水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済みである。(港湾局、建設局)	
	R5年度	東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築している。	東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村長等に直接伝達する仕組みを構築し、継続して運用中である。	東京都管理河川の浸水想定区域が市内に存在しないため対応はしていないが、東京部DIS端末より土砂災害警戒情報に係るネットワークの情報を活用し運用している。	引き続き、東京都からの情報を速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	引き続き、東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村長等に直接伝達する仕組みを運用した。 関係部署と協議し、防災情報を共有できる仕組みの構築を検討している。	東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村長等に直接伝達する仕組みを構築している。	洪水警報発表時(気象庁)に令和3年度に修正した西東京市地域防災計画(風水害編)等に準じて対応した。			洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市町村長等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) 防災情報を区市町村長等にFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) 水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済みである。(港湾局、建設局)	
	R6年度											
C 避難指示等の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	現状と課題	現行の浸水想定区域が極めて限定的であるため、タイムラインの作成については作成の必要性を含め検討する必要がある。	東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 受信した情報については、直ちに市長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。 地域防災計画の改定を行い、発令基準等について見直しを行った。	現行の浸水想定区域が極めて限定的であるため、タイムラインの作成については作成の必要性を含め検討する必要がある。 現在、当面においては、外水氾濫の危険性が低く、避難指示等にかかる明確な発令対象区域や発令基準を定めていない。 洪水に関する避難情報の発令基準を地域防災計画に定めている。	避難情報発令・伝達マニュアルを作成している。 その中で水位等を発令基準としており、タイムラインに基づく対応は現時点では行っていない。今後タイムラインの運用について検討する。 洪水に関する避難情報の発令基準を地域防災計画に定めている。	避難指示等の判断・伝達マニュアルを作成した。 多摩川・野川のタイムラインを作成している。綾対水帯予測への対応を検討する。	多摩川・野川のタイムラインを運用している。 タイムラインの作成については作成の必要性を含め検討する必要がある。	西東京市タイムライン(事前行動計画)を令和2年8月に策定済み。 東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。 国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。			水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため、多機能型タイムラインを作成することは困難である。(総務局、建設局) 災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難指示及び緊急安全確保措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。(総務局) 区のタイムライン策定支援のために、高潮氾濫発生情報の提供を行う必要がある。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
	今後の具体的な取組	現行の浸水想定区域にかかるタイムラインの必要性等について、引き続き検討していく。	洪水に関する避難指示等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を検討していく。	現行の浸水想定区域にかかるタイムラインの必要性等について、引き続き検討していく。 明確な発令対象区域や発令基準を定める必要性の是非等について、引き続き検討していく。	洪水に関する避難情報の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を検討していく。	マニュアルを充実させていく。 タイムラインの作成について作成の必要性を含め検討していく。	多摩川・野川のタイムラインを運用している。	災害対策本部員を中心に、風水害の進行に タイムラインの作成について作成の必要性を含め検討していく。	タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の利活用促進を図る。		水害時のタイムラインの作成について、既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)	
	R4年度	東京都による浸水予想区域が変更されたことを見直し、タイムライン作成の必要性や発令基準を定める必要性等について検討している。	地域防災計画に定めている発令基準等についても見直しを検討中である。 野川、他川及び幹線川において、洪水時における避難情報等の発令対象区域、発令判断基準を確認している。	現行の浸水想定区域にかかるタイムラインの必要性等について、引き続き検討していく。 明確な発令対象区域や発令基準を定める必要性の是非等について、引き続き検討していく。	関係部署と連携し、避難指示などの発令基準を検討している。	マニュアルについて伝達手段の追加を行った。 タイムラインの作成について作成の必要性を含め検討していく。	多摩川・野川のタイムラインを運用した。	上記の訓練を令和4年12月に行う予定。 東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。多摩川・野川についても気象情報の提供等を行っている。 区市町村防災担当者との打合せ等連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜助言を行っている。			今年度、危険度分布「キキル」の色が変更になったことを受け、「区市町村タイムライン」作成手順書(案)を策定し、区市町村のタイムラインを策定・更新する。区市町村へ依頼し、引き続き、区市町村のタイムライン作成を支援していく。(総務局) 東京協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際、水害対応タイムラインの作成の有無を確認するとともに、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認している。(建設局、総務局、港湾局)	
	R5年度	タイムライン作成の必要性や発令基準を定める必要性等について検討している。	地域防災計画に定めている発令基準等について見直しを検討中である。 野川、他川及び幹線川において、洪水時における避難情報等の発令対象区域、発令判断基準を確認している。	東京都管理河川の浸水想定区域が市内に存在しないが、タイムラインの必要性等について見直しを検討している。	関係部署と連携し、避難指示などの発令基準を検討している。	「避難情報の伝達マニュアル」をタイムラインとして位置付けた。	多摩川・野川のタイムラインを運用している。	上記の訓練を令和5年12月23日(日)に行う予定。 国直轄河川の荒川において、荒川下流タイムラインの運用に際し、気象情報の提供等を行っている。 区市町村防災担当者との打合せ等連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜助言を行っている。			東京協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際、水害対応タイムラインの作成の有無を確認するとともに、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認している。(建設局、総務局、港湾局) 引き続き区市町村タイムラインの作成を支援していく。(総務局) 高潮特別警戒水位の改定に伴い、従前どおり各区へ情報伝達が可能となるよう高潮特別警戒システムシステムの改定を行った。(港湾局) 高潮浸水想定区域及び高潮特別警戒水位の設定に際し、関係区への運用前事前説明を行った(港湾局、建設局)。	
	R6年度											

<p>④要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況、避難訓練の実施状況の確認</p>	<p>現状と目標</p>	<p>・現行の浸水想定区域に該当する地域においては、要配慮者利用施設がないため、避難計画作成等を義務化された施設がない。 ・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設等を把握するに中間を要する。 ・地域防災計画に定めた要配慮者利用施設や地下街等がない。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認する必要がある。</p>	<p>・地域防災計画で定めた要配慮者利用施設については、避難確保計画の提出を行っている。 ・避難確保計画に定められた施設における避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況、地域防災計画に定めた要配慮者利用施設や地下街等がない。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等がないことを確認した。</p>	<p>・現行の浸水想定区域に該当する地域においては、要配慮者利用施設がないため、避難計画作成等を義務化された施設がない。 ・地域防災計画に定められた施設における避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況や地下街等がない。</p>	<p>・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。 ・避難確保・浸水防止計画が作成され浸水防止のための訓練が実施されているかを確認することが必要である。</p>	<p>・要配慮者利用施設での避難確保計画の作成状況は把握できていない。 ・市内に地下街はない。</p>	<p>・浸水想定区域図や住宅地図等から、要配慮者利用施設の抽出を行っている。 ・地域防災計画で定めた要配慮者利用施設から避難確保計画の抽出を受けている。 ・地域防災計画に定められた施設における避難訓練の実施を促している。</p>	<p>・浸水が想定される区域の施設を該当としている。 ・各関係機関との避難計画事業の進め方について検討、登録件数増の取り組み、(作成達成率が低い)</p>	<p>・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表しており、神田川流域については、対象隣街を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局) ・所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化スポーツ局) ・東京都南河川基本方針に基づき、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者と行政が協働で計画の策定を行うことを目的とした「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置。大規模地下街等で緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定。(都市整備局) ・区市町村地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。(福祉保健局) ・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水管轄の区域において改訂を行った。(下水道局) ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育庁)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、福祉保健局、教育庁、生活文化スポーツ局</p>
	<p>今後の具体的な取組</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設の把握及び必要に応じた地域防災計画への記載とともに、当該施設における避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況の把握に努めていく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認し、地域防災計画に定める必要性について検討していく。</p>	<p>・避難計画未作成の施設に対して計画作成を指導するとともに、計画作成済みにも施設に対しては、引き続き、避難訓練の実施を推進した。 ・計画作成施設は、すべて避難訓練を実施した。</p>	<p>・府中市内の多摩川流域にかかると浸水想定区域内には要配慮者施設があるため、東京都との情報共有を図っていく。</p>	<p>・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。</p>	<p>・地域防災計画の修正に合わせて、浸水想定区域にある施設を再確認していく。 ・避難訓練の実施を促していく。</p>	<p>・各関係機関と連携し、各施設・個人に計画の周知及び作成の推進。 ・申請書の記入項目内容についての見直し。</p>	<p>・神田川流域以外の地域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・引き続き、区市町村に対して、情報提供を行い支援していく。 ・必要に応じ、所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局への要する周知を行うとともに、私学等に対しては実地指導等において訓練の実施状況等の確認を行う。(生活文化スポーツ局) ・各施設管理者の意見等を踏まえ、浸水対策計画の要する充実を図る。(都市整備局) ・区市町村と共同し、所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の点検を行う。(福祉保健局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(下水道局) ・引き続き、区市町村の内水ハザードマップの基となる、区市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・区市町村と協働して、都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について更新の周知を行う。(教育庁)</p>	<p>・神田川流域以外の地域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・引き続き、区市町村に対して、情報提供を行い支援していく。 ・必要に応じ、所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局への要する周知を行うとともに、私学等に対しては実地指導等において訓練の実施状況等の確認を行う。(生活文化スポーツ局) ・各施設管理者の意見等を踏まえ、浸水対策計画の要する充実を図る。(都市整備局) ・区市町村と共同し、所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の点検を行う。(福祉保健局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(下水道局) ・引き続き、区市町村の内水ハザードマップの基となる、区市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・区市町村と協働して、都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について更新の周知を行う。(教育庁)</p>
	<p>R4年度</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設の把握に努めた。</p>	<p>・避難計画未作成の施設に対して計画作成を指導するとともに、計画作成済みにも施設に対しては、引き続き、避難訓練の実施を推進した。 ・計画作成施設は、すべて避難訓練を実施した。</p>	<p>・東京都管理河川については該当がないが、府中市内の多摩川流域の浸水想定区域内には要配慮者施設があるため、東京都との情報共有を図っていく。</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握した。 ・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。 ・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の未作成や浸水防止のための訓練の未実施の把握に努め、作成・実施100%に向け推進していく。</p>	<p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載した。</p>	<p>・地域防災計画の修正に合わせて、浸水想定区域にある施設を再確認していく。 ・避難訓練の実施等について、施設からの相談に対応した。</p>	<p>・内水・外水浸水が予想される区域の施設の把握した。</p>	<p>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認し、必要に応じ、取組内容を共有するなどの支援を行った。また、要配慮者利用施設の避難確保計画作成が完成し、未作成の高敷が低い区3市を対象に、現状の課題について個別のヒアリングを実施し、作成率が高い2区の独自工夫事例について共有を図り、国交省水管理・国土保全局にも適宜情報共有し、必要な支援を求めた。(建設局) ・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施(生活文化スポーツ局) ・東京都地下街等浸水対策協議会では、12地区部会を計24回、幹事会を1回開催した。(都市整備局) ・出水期前には、各地区では地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、7地区では避難訓練、浸水防止対策の実施形式による訓練を実施した。なお、渋谷地区の訓練では、避難訓練の実効性を向上させるため小学生の親子を対象とした避難訓練イベントを初開催した。(都市整備局) ・避難訓練の精進については、新宿、新宿東の2地区で、地元区と施設管理者とともに実施した。また、7月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。(都市整備局) ・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局) ・要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保の計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知した。(教育庁)</p>	<p>・区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認するため、アンケート調査を実施し、結果の共有を行った。また、アンケート結果を踏まえ、関東地区全体の浸水想定区域図の策定に向けて必要な支援を行った。(建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p>
<p>R5年度</p>	<p>・引き続き浸水予想区域内の要配慮者利用施設の把握に努めた。</p>	<p>・避難計画未作成の施設に対して計画作成を指導するとともに、計画作成済みにも施設に対しては、引き続き、避難訓練の実施を推進した。</p>	<p>・東京都管理河川の浸水想定区域が市域内に存在していないため対応はしていないが、多摩川の浸水想定区域内には多数の要配慮者施設があるため、東京都と情報共有を図っていく。</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握した。 ・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。 ・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の未作成や浸水防止のための訓練の未実施の把握に努め、作成・実施100%に向け推進していく。</p>	<p>・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促した。</p>	<p>・地域防災計画の修正に合わせて、浸水想定区域にある施設を再確認していく。 ・避難訓練の実施等について、施設からの相談に対応した。</p>	<p>・内水・外水浸水が予想される区域の施設の把握した。</p>	<p>・一部自治体の地域防災計画に定めた施設等に対して、防災気象情報の活用方法について説明会を実施した。</p>	<p>・各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認するため、アンケート調査を実施し、結果の共有を行った。また、アンケート結果を踏まえ、関東地区全体の浸水想定区域図の策定に向けて必要な支援を行った。(建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p>	<p>【東京都】 建設局、下水道局、港湾局 【区市町村】 区市町村のみを対象 (下水道等排水施設に関する雨水出水(内水)への対応)</p>

項目	東京都市圏河川を河川とした範囲内容	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市	西東京市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
<p>平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</p>	<p>・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の共有 ・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を基に、浸水想定区域図を指定(水防法第14条) ・住民等への周知による浸水想定区域図の共有と高潮浸水想定区域図の早引き改定に伴う見直し</p>											
<p>現状と目標</p>												
<p>今後の具体的な取組</p>												
<p>R4年度</p>												
<p>R5年度</p>												
<p>現状と目標</p>	<p>・東京都が公表している浸水想定区域図や浸水予想区域図を基に、区市町村浸水想定区域図を作成し、公表している。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、ハザードマップの更新について検討する必要がある。</p>	<p>・防災出前講座等のイベントで、ハザードマップの周知を図った。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。現在は、既入と同時に速く、市HPでも公表している</p>	<p>・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。 ・ハザードマップは、窓口での配布、HPでの公開などで周知を図っている。 ・国管理河川の多摩川流域の内水浸水想定区域を作成し、浸水内容それぞれ地図を掲載したハザードマップ作成を行った。</p>	<p>・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。 ・ハザードマップは、窓口での配布、HPでの公開などで周知を図っている。 ・令和2年8月に市内全戸配布を行った。 ・令和4年3月に内容を一部修正して窓口での配布を行っている。</p>	<p>・東京都が公表している浸水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。 ・ハザードマップの周知・浸透を図り、避難行動に欠かせない必要がある。</p>	<p>・東京都が公表している浸水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表・配布している。 ・各公共施設の窓口で配布。(市ホームページからもダウンロード可)</p>	<p>・東京都が公表している浸水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表・配布している。 ・各公共施設の窓口で配布。(市ホームページからもダウンロード可)</p>	<p>・浸水が想定される区域の施設を該当としている。 ・各関係機関との避難計画事業の進め方について検討、登録件数増の取り組み、(作成達成率が低い)</p>	<p>・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表しており、神田川流域については、対象隣街を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局) ・所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化スポーツ局) ・東京都南河川基本方針に基づき、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者と行政が協働で計画の策定を行うことを目的とした「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置。大規模地下街等で緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定。(都市整備局) ・区市町村地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。(福祉保健局) ・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水管轄の区域において改訂を行った。(下水道局) ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育庁)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局</p>		
<p>今後の具体的な取組</p>	<p>・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、ハザードマップの更新について検討していく。</p>	<p>・住民へ効果的に周知する方法を検討していく。 ・上記の取組を継続して行く。</p>	<p>・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。</p>	<p>・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。</p>	<p>・ハザードマップの周知・浸透を図り、避難行動に欠かせない必要がある。</p>	<p>・防災意識向上のため、効果的な配布の検討。</p>	<p>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p>	<p>・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p>	<p>・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局</p>		

④洪水時の区市町村庁舎等における洪水に備える備えの確保等のための対策の充実	現状と課題	・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようことが課題である。	・庁舎が浸水予想区域内のため、止水板を設置できるようにしている。配電している資機材について、定期的な点検をするなど適切な維持管理を図っている。	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。	・本庁舎について、一部0.5m未満の浸水予想区域に該当するが、止水用の土のう等を備蓄し、浸水対策を実施している。	・洪水浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。	・本庁舎においては、浸水が想定される箇所へ止水板等の設置を行い、防災センターにおいて、床の高さを0.7mのかさ上げを行うなどの浸水対策を行っている。	・非常用発電機を防災センター一層上に整備している。	・風水害時に備え、止水用の土のうを備蓄している。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成公表している。(建設局-下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようすることが課題である。(各局) ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するための、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 全局
	今後の具体的な取組	・浸水想定区域内の公共施設への対策検討。 ・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図や今後発生される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて対策を検討していく。	・配電している資機材について定期的な点検等を実施し、維持管理を徹底する。	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。	・浸水予想区域内の公共施設について、必要に応じて対策を検討していく。	・浸水予想区域外のため耐水化等の対策については必要ない。	・非常用発電機の保守点検を実施していく。	・具体的対応について、風水害時の情報連絡体制の対応について、市職員を中心とした訓練等を行う必要がある。				・浸水防止のための資機材の購入を検討する。(各局) ・耐水化等の対策を検討していく。(各局) ・引き続き、河川の大規模洪水等に対応できるように下水道施設の耐水化を検討(下水道局)	
	R4年度	・浸水予想区域内に市庁舎等が立地していない。	・配電している資機材について定期的な点検等を実施し、維持管理を徹底した。	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。	・浸水予想区域内の公共施設について、必要に応じて対策を検討していく。	・浸水予想区域外のため耐水化等の対策については必要ない。	・本庁舎においては、浸水が想定される箇所へ止水板等の設置を行い、防災センターにおいては、床の高さを0.7mのかさ上げを行うなどの浸水対策を行っている。	・自家発電機を防災センター一層上に整備している。	消防署、消防団等の協力を得て水防訓練を令和4年5月29日(日)に実施した。			・引き続き、災对本部の設置される区市町村庁舎に対し、非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・河川の大規模洪水等に対応できるように下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局)	
R5年度	・今後東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、耐水対策を検討していく。	・配電している資機材について定期的な点検等を実施し、維持管理を徹底した。	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。	・浸水予想区域内の公共施設について、必要に応じて対策を検討していく。	・浸水予想区域外のため耐水化等の対策については必要ない。	・本庁舎においては、浸水が想定される箇所へ止水板等の設置を行い、防災センターにおいては、床の高さを0.7mのかさ上げを行うなどの浸水対策を行っている。	・自家発電機を防災センター一層上に整備している。	消防署、消防団等の協力を得て水防訓練を令和5年5月28日(日)に実施した。			・引き続き、災对本部の設置される区市町村庁舎に対し、非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・河川の大規模洪水等に対応できるように下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図や高潮防災総合情報システム等の機能を活用することで、水害リスクを周知していく。(港湾局)		

3) 冠水水の排水に関する取組

項目	取組の進捗状況	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市	西東京市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
④排水施設の整備	現状と課題	・市庁舎倉庫に排水ポンプを整備しており、必要に応じて活用する。 ・都市整備部や建設部において、排水機能を有した道路やその他排水施設の整備を行っている。	・排水ポンプ等の資機材を配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備していない。	・排水ポンプを配備している。 ・発災時に排水作業に当たる車両と人員の派遣等についての協定を締結している。	・排水ポンプ等の資機材を配備している。	・令和3年度に排水ポンプ車を配備し、消防団による運用訓練を実施している。	排水ポンプ(2台)は配備しているが、排水能力が乏しい機器である。			・東部低地帯に排水機場を設置している。(建設局) ・東京港に排水機場を設置している。(港湾局) ・建設局が所管する河川に排水ポンプ車を配備している。(建設局) ・排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施している。(建設局、港湾局、下水道局) ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するための、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、 港湾局、総務局
	今後の具体的な取組	・引き続き、排水機能を有した道路やその他排水施設の整備充実を図る。	・必要に応じて、追加資材を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・配電している資機材について定期的な点検し、維持管理を徹底していく。	・配電している資機材等について、定期的な点検し、維持管理を行う。	・排水ポンプ車の運用訓練を継続していく。	・より排水能力の高いポンプの購入の検討。他の水防資材の購入の検討。			・排水機場等の運用状況等を関係機関へ共有していく。(建設局、港湾局) ・排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。(建設局、港湾局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)	
	R4年度	・排水資器材等の整備充実について検討している。	・配電している資機材について、定期的な点検をするなど適切な維持管理を図った。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・配電している資機材について定期的な点検し、適切な維持管理を行っている。	・配電している資機材について定期的な点検し、適切な維持管理を行っている。	・油圧ホースを導入し、排水ポンプ車の機能を拡充した。 ・隣接市と合同の排水ポンプ車の運用を含む訓練を実施した。	現状を考え、より能力の高い排水ポンプの購入について今年度は見送った。			・東京都コンクリート匠連協同組合と協定を締結し、排水機能の強化を図っている。(総務局) ・河川の大規模洪水等に対応できるように下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・国等関係機関を構成員とした委員会を設置し、排水作業準備計画を作成した。(建設局)	
R5年度	・排水資器材等の整備充実について検討している。 ・配電している資機材について定期的な点検し、適切な維持管理を行っている。	・配電している資機材について、定期的な点検をするなど適切な維持管理を図った。	・排水ポンプ等の資器材の配備について、その必要性を検討していく。	・配電している資機材について定期的な点検し、適切な維持管理を行っている。	・配電している資機材について定期的な点検し、適切な維持管理を行っている。	・油圧ホースを導入し、排水ポンプ車の機能を拡充した。 ・隣接市と合同の排水ポンプ車の運用を含む訓練を実施した。	現状を考え、より能力の高い排水ポンプの購入について今年度は見送った。			・東京都コンクリート匠連協同組合と協定を締結し、排水機能の強化に向けた態勢を確保している。(総務局) ・河川の大規模洪水等に対応できるように下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(下水道局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・東京都における排水作業準備計画に基づく、園上訓練を実施した。(建設局)		

4) その他の取組

項目	取組の進捗状況	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市	西東京市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
④堤防など河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	現状と課題										・計画に対し、流下能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局) ・河道や河川管理施設の適切な維持管理を実施している。(建設局)	【区市町村】 特別条例で河川の表面管理を行う23区が対象 【東京都】 建設局
	今後の具体的な取組										・着実に河川整備を進めていく。(建設局) ・着実に適切な維持管理を実施していく。(建設局)	
	R4年度										・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)	
④水門、樋管等の施設の実践的な運用体制の確保	現状と課題										・水門、樋管については、遠隔操作化で運用している。(建設局) ・下水道局管理の水門について、内地の安全な場所から遠隔操作できるように対策済(下水道局)	【東京都】 建設局、下水道局
	今後の具体的な取組										・水門、樋管の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局) ・引き続き、円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋管の操作情報等の共有を実施する。(下水道局) ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有していく。(建設局)	
	R4年度										・引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局) ・円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋管の操作情報等の共有を実施。(下水道局)	
R5年度											・引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局)	
項目	取組の進捗状況	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市	西東京市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
④防災、安全交付金を活用した区市町村が行なうハザードマップの作成やまちごとハザードマップの作成などの取組を支援している。	現状と課題										・防災、安全交付金を活用した区市町村が行なうハザードマップの作成やまちごとハザードマップの作成などの取組を支援している。(建設局)	【東京都】 建設局
	今後の具体的な取組										・引き続き、区市町村の要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)	

